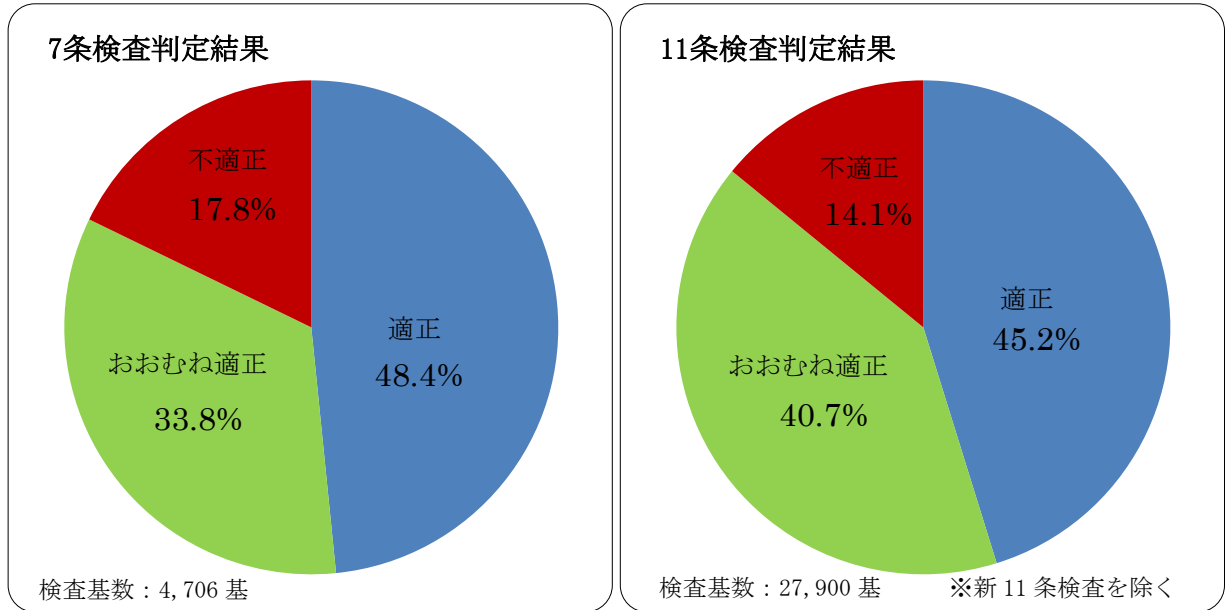


平成 23 年度法定検査結果

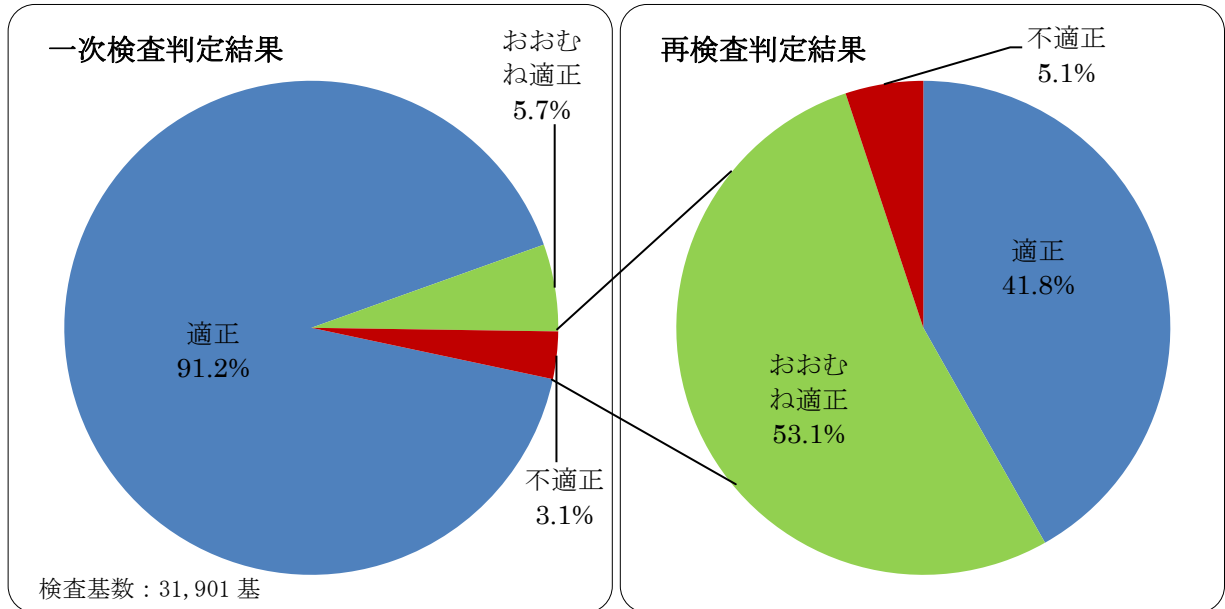
平成 23 年度法定検査を実施した結果は次のとおりです。

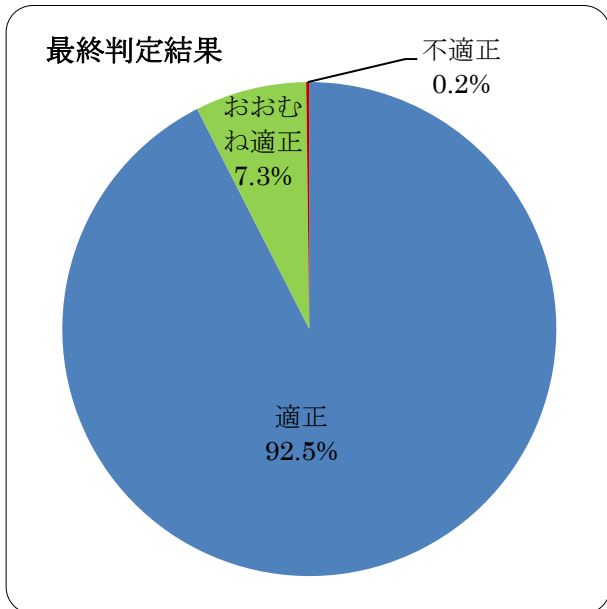
1. 7 条検査及び 11 条検査判定結果



7 条検査の不適正率は、平成 22 年度の不適正率 21.6%と比較すると、3.8ポイント減少しました。また、11 条検査においても平成 22 年度の不適正率 14.3%と比較すると 0.2ポイント減少しています。

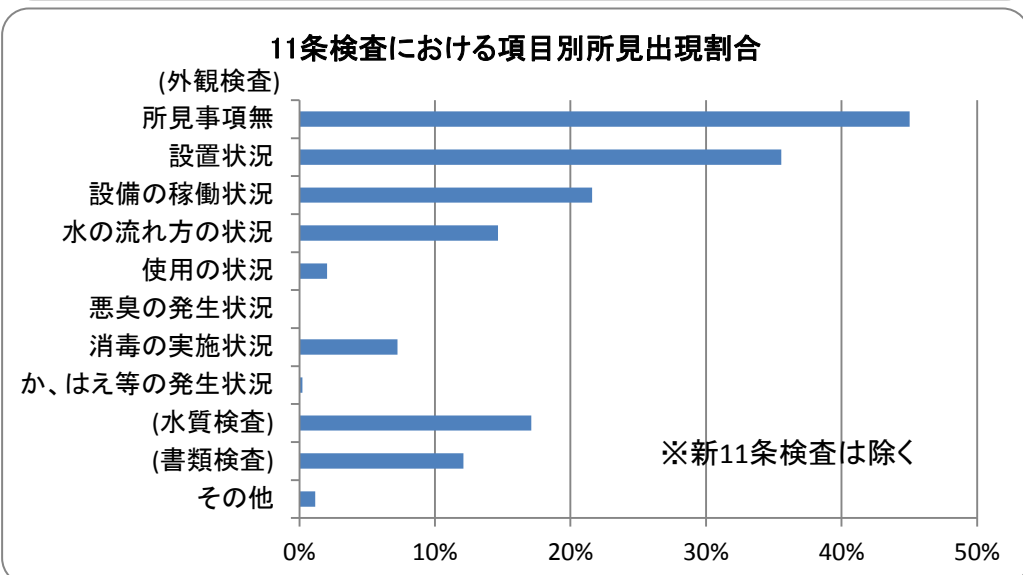
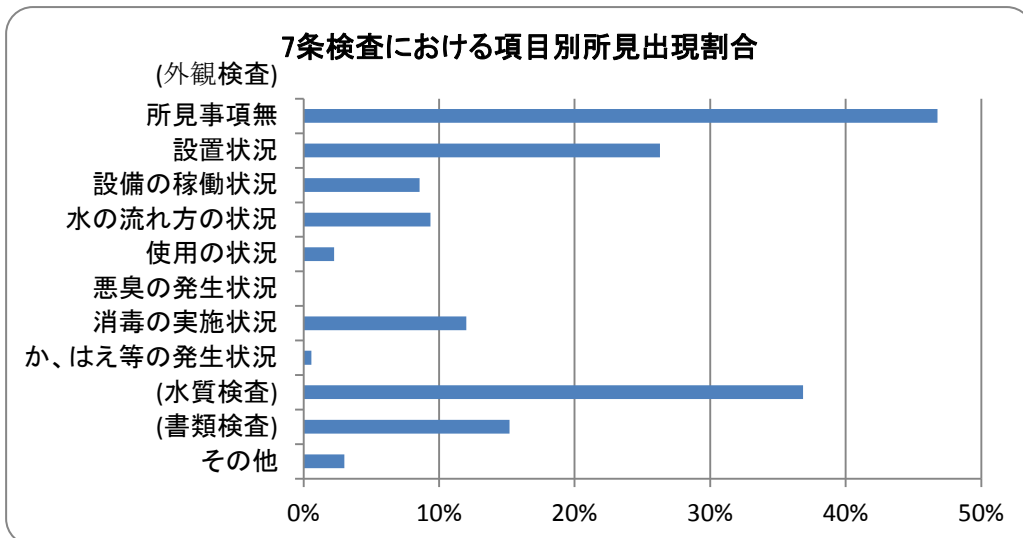
2. 新 11 条検査判定結果





新 11 条検査の一次検査の不適合率は、平成 22 年度の不適合率 3.6%と比較すると 0.5ポイント減少し、徐々にではあるが毎年減少しています。しかし、不適合判定を受ける浄化槽は毎年同じである傾向があるので、徹底した原因究明と解決策を講じる必要があります。また、一次検査不適合の要因としては、清掃時期、内部設備の固定状況、送風機の設置・稼働状況などの問題が原因となっています。

3. 7 条及び 11 条検査における所見



7条検査において、外観検査項目では設置状況、消毒の実施状況項目の所見が多くなっています。設置状況では、流入管渠の設置状況の所見が約1/3を占めています。次に、浄化槽上部の状況の所見が多くなっています。消毒の実施状況では、保守点検を実施していないため、消毒剤がなくなっている状況の所見がほとんどです。

水質検査項目では、BODの(19.2%)、透視度(14.8%)の順に基準値オーバーの浄化槽がありました。(BODの分析結果の詳細は、「4. 7条及び新11条検査におけるBOD分析結果」を参照してください)

書類検査では、保守点検を実施していない(13.7%)ための所見がほとんどです。

11条検査において、外観検査項目では設置状況、設備の稼働状況、水の流れ方の状況の所見が多くなっています。7条検査に対し、設置状況の所見の割合が多くなっているのは、新規に申し込みを受けた7条検査対象外の浄化槽が多くなっているため、この項目の所見が多くなっていると考えられます。設備の稼働状況の項目では、ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況の所見が12.1%と多く見られます。水の流れ方の状況では、各単位装置間の水位及び水流の状況の所見が6.0%と多く見られます。

水質検査では、透視度に関する所見が9.7%と多く見られます。

書類検査では、7条検査と同じく保守点検を実施していない(9.0%)ための所見がほとんどです。なお、7条検査と比較しこの割合があまり減少していないのは、新規に申し込みを受けた浄化槽が、保守点検を実施していない割合が比較的高いためです。

4. 7条及び新11条検査におけるBOD分析結果(合併処理浄化槽のみ)

BODの範囲 (mg/L)	検査種別					
	7条検査				新11条検査	
	50人槽以下	割合%	51人槽以上	割合%	10人槽以下	割合%
$x \leq 5$	1,689	36.3	23	46.9	12,582	41.7
$5 < x \leq 10$	1,124	24.1	7	14.3	8,402	27.8
$10 < x \leq 15$	620	13.3	9	18.4	4,532	15.0
$15 < x \leq 20$	330	7.1	1	2.0	1,925	6.4
$20 < x \leq 30$	399	8.6	3	6.1	1,799	6.0
$30 < x \leq 40$	160	3.4	1	2.0	468	1.6
$40 < x \leq 50$	86	1.8	1	2.0	206	0.7
$50 < x \leq 60$	56	1.2	1	2.0	91	0.3
$60 < x \leq 90$	83	1.8		0.0	130	0.4
$90 < x \leq 120$	38	0.8		0.0	26	0.1
$120 < x \leq 160$	34	0.7	3	6.1	13	0.0
$160 < x$	38	0.8		0.0	10	0.0

浄化槽法では、放流水の水質の技術上の基準をBOD20mg/l以下、BOD除去率90%以上と定めています。